

1月の無料相談

※祝日を除く

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	11日、18日、25日(火)	13:30～16:00	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)
司法書士相談	12日(水)	13:30～15:30	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	20日(木)	13:30～16:30	相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談	14日(金)	13:30～16:30	労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地家屋調査士相談	5日(水)	13:30～15:30	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	19日(水)	13:30～15:30	国や県・市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15	市に対する要望、意見など(担当職員)
税務相談	6日(木)、11日(火)	13:00～15:00	税に関すること(税理士) (☎824-5055)
心配ごと相談	第1・第3水曜日	13:00～16:00	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月～金曜日	9:30～16:30	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
DV相談	月～金曜日	8:30～17:15	こども包括支援課(☎内線2392)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15	DVIに関する相談(担当職員)
育児相談	月～金曜日	9:30～16:30	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
早期療育相談	月～金曜日	9:00～17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ(☎823-1288)
青少年相談	火、水、金、土曜日	9:00～17:00	療育支援センターほか(☎822-3411)
教育電話相談	月～金曜日	9:00～16:00	青少年センター(☎823-7838)
交通事故相談	月、水～金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00～16:45 (13:00～16:00)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
人権相談	月～金曜日	8:30～17:15	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可
生活相談	毎週水曜日	13:00～16:00	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
精神保健相談	4日(火)	14:30～16:30	交通事故に関すること(県委嘱相談員、弁護士)
	28日(金)	14:00～16:00	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
女性の ための	フェミニスト相談	毎週火曜日	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
	一般相談	14日、28日(金)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制、1日2件まで。日時が変更になる場合があります。
			夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門相談員) ※予約制
			家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

進めよう！男女共同参画

問 男女共同参画室(☎827・1107)

「デートDV」という言葉を知っていますか？

「DV」とは、英語のドメスティック・バイオレンスの略で、夫婦や恋人など、親密な関係で起る暴力のことです。なかでも、交際相手からふるわれた暴力を「デートDV」とい、「好きであれば、自分の思い通りになるのが当然」と考え、強引に相手をコントロールしようとする言動のことをいいます。からだへの暴力だけではなく、相手の嫌がることを強要したり、行動を制限するなど、こころを傷つけることもDVになります。

デートDVも、DVも言葉こそ違いますが、暴力という意味では同じであり、決して許されるものではありません。「ただのケンカだから」「相談するほどのことではないかも」「自分にも悪いところがあるのかな…」と考えず、不安を感じたら、ひとりで悩まずに友だちや家族に相談してください。

また、若いカップル間で起こったデートDVの解決は、当事者間だけでは難しい問題です。もし、友だちや家族で悩んでいる人がいたときは、話を聞いてあげる、専門の相談窓口で相談するように勧めるなど、力になってあげましょう。

これってデートDVかも？

- ・ 厳しく交友関係を制限する
- ・ 勝手にスマホを見たり、アドレスを消したりする
- ・ 少しでも電話やSNSの返信が遅いと怒る
- ・ 気に入らないと異常なほど怒ったり、ものに当たったりする
- ・ デート費用をすべて出させる・高価なものを買わせる
- ・ ささいなことで大声で怒鳴る、無視する

もし、一つでも当てはまったらデートDVかもしれません。ひとりで悩まず、相談してください。

内閣府DV相談ナビ ☎80008